

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策11 防災体制の充実	めざす まちの姿	防災基盤の整備を推進するとともに、市民の防災意識の向上による「自助」「共助」「公助」の強化を図り、市民生活を脅かす危機に対し、市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができる災害に強いまちをめざします。
-----------------------	---------------------	--

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示	
<p>◇平成21年(2009)年台風9号や平成30(2018)年7月豪雨による災害をはじめ、本市でも風水害が頻発し、防災への市民の関心が高まっており、地域防災計画の見直しや総合防災訓練の実施など災害対策に取り組んでいます。</p> <p>◇「ひょうご(しろう)防災ネット」への登録呼びかけや防災訓練や講習会等を通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに自主防災組織への支援を行っています。</p> <p>◇災害時要配慮者名簿を定期的に更新し、発災時の迅速な対応に備えており、また、避難行動要支援者で個人情報の提供に同意が得られた場合、自主防災組織、警察、消防、民生児童委員等と共有し、災害の恐れのある時に名簿情報をもとに安否確認を行っています。</p> <p>◇全国瞬時警報システム(J-ALERT)の更新や国民保護計画の見直し、感染症対策等に対する関連部局と国・県の連携、対策手順の確立とそれに基づく訓練を行っています。</p> <p>◇緊急防災林整備による災害に強い森林づくりや治山施設の整備、急傾斜地崩壊対策、ため池の改修に取り組んでいます。</p>	市民の防災意識の向上、防災ネットへのさらなる登録促進が必要	<p>① 地域防災体制の充実 市民の防災意識の向上や自主防災組織の活動促進などに取り組む、地域防災体制を充実・強化します。</p> <p>② 災害に強いまちづくり 風水害などの発生時に被害を最小限にとどめることができる災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>③ 危機管理対策 総合的かつ計画的な危機管理体制の強化を図ります。</p>	<p>①-1 防災訓練や「家族防災会議」ガイドブックの周知を行い、市民の防災意識の向上を図るとともに、「ひょうご(しろう)防災ネット」への加入を促進します。</p> <p>①-2 自主防災活動支援や、自治会など関係機関との連携による防災訓練や自主防災マップ及び防災台帳の作成など自主防災組織の活動を支援します。</p> <p>①-3 災害時に地域と行政が連携し、迅速かつ適切な対応ができるよう、避難行動要支援者の対象範囲や要配慮者支援の仕組みを見直し、個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉などの関係機関や自主防災組織などの情報共有を図ります。</p> <p>①-4 市内事業所との災害時の協定等、地域における防災ネットワークを構築します。</p>	<p>・市総合防災訓練における各自主防災組織での発災時の対処訓練実施</p> <p>・市広報紙やしーたん通信、職員出前講座などを活用した情報発信により、市独自で災害への備えについてまとめた「家族防災会議」ガイドブックの周知や「ひょうご(しろう)防災ネット」への加入促進を行う</p> <p>・自主防災組織による防災訓練実施時の防災専門員による助言、自主防災組織と連携した市総合防災訓練の実施、自主防災マップづくり講習会開催</p> <p>・育成支援事業(防災資機材整備)や活動促進事業(防災台帳作成)で自主防災組織への支援を実施</p> <p>・要配慮者利用施設ごとの避難確保計画策定の推進、策定済み施設については計画更新の啓発を行う。</p> <p>・避難行動要支援者の対象範囲に、避難時に特別な支援を要するもの(要介護度の高い高齢者、重度障害者、医療的ケアを要する者等で社会福祉施設入所者及び入院患者を除く)に加え、市または自主防災組織などが支援の必要性を認める人を追加</p> <p>・これまでは避難行動要支援者の避難のための個別支援計画を保健師が作成し、同意の得られた方については自主防災組織等へ情報提供を行っていたが、災害時には迅速かつ適切な対応が求められるため、自主防災組織と福祉の専門職等の連携により個別支援計画を作成することにより、災害時における避難行動要支援者へのスムーズな対応ができるよう取り組む</p> <p>・避難行動要支援者で同意を得られない方の対応については、リスト管理を行い、災害時に適切な支援ができる仕組みを検討</p> <p>協定締結によりあらゆる分野での支援や資器材の提供、物資の確保と供給などが受けられる防災ネットワークを構築</p>	
	自主防災組織のさらなる強化が必要		避難行動要支援者の対象範囲の見直しや要配慮者に対する避難のあり方についての協議が必要	②-1 山地災害防止機能の発揮のため、簡易土留工の設置や防災枝打の推進など緊急防災整備を支援します。	スギ・ヒノキなどの間伐材を利用した簡易土留の設置による表土の流亡防止等の防災対策に対する支援
	市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができるよう防災体制の充実が必要		風水害等の被害を最小限にとどめることが必要	②-2 急傾斜地崩壊対策や砂防施設、治山施設の整備について、兵庫県と連携して事業を推進します。	急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊危険区域の指定地において、斜面の下で土砂を受け止め家屋等を守る待ち受け擁壁工や地山を押しさえ侵食や崩壊の発生を防ぐ法面工の整備)を推進、砂防施設(土石流を受け止めるとともに荒廃した山地からの土砂の流出を調整することで下流域への土砂災害を防止する砂防えん提)の整備を推進、県治山谷止工実施後の流末水路工の整備、森林の持つ公益的機能の回復を図るため落石防止柵等の県単独補助治山事業の実施による2次災害防止対策
	あらゆる危機に備えた危機管理体制が必要			②-3 ため池保全推進計画をもとに緊急性の高いため池から計画的な改修整備を推進します。	要早期改修及び要廃止ため池を選定し、県と協議の上で県の「ため池整備5箇年計画」に基づき、市のため池保全推進計画を策定し、緊急性の高いため池の改修及び廃止整備を実施
				②-4 住宅の耐震診断や耐震改修に対して支援します。	<p>・ホームページ、しーたん放送、チラシなどの様々な手段を通して、耐震化の必要性、補助支援制度を周知。</p> <p>・地震に対する住宅の安全性を確認するための簡易耐震診断の推進</p> <p>・簡易耐震診断等の診断結果において耐震性が低いと判定された住宅の耐震改修費、建替工事費等への支援</p>
		③-1 新型インフルエンザや 新型コロナウイルス感染症 等の感染症対策や武力攻撃、テロ等への対策など、あらゆる危機に備えて危機管理体制を構築するとともに、 市民及び職員 の危機管理意識の向上を図ります。	<p>・指定避難所開設に向け、職員配備計画の策定と避難所開設説明会を実施</p> <p>・避難所における感染症対策のための物品整備(避難所用間仕切り等)</p> <p>・感染症対策を盛り込んだ一時避難所開設マニュアルを各自治会長へ配布</p> <p>・JアラートやLアラートなど情報伝達システムの適切な運用により、災害時等に市民へ必要な情報を伝達</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策については、「市対処方針」に基づき、市民生活及び経済活動の安定に向けた感染防止策や支援策を実施</p> <p>危機事象に対する所管部局の明確化、危機管理マニュアル及び業務継続計画の整備</p>		
		③-2 宍粟市危機管理指針などに基づき、想定される危機事象に対する所管部局を明確にし、平時より危機に備えたマニュアルを整備します。 また、危機事象発生時における、各所管課の優先業務を明確化した業務継続計画を策定します。			

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R1実績)	目標値(R8)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	ひょうご(しろう)防災ネットの加入者数	人	5,461	7,600	ひょうご防災ネットサポートセンター(株式会社ラジオ関西)の集計値(年度末)	隣近所での声掛け等で情報伝達漏れを少なくするため、5年間で市内世帯数(約15,000世帯)の約半数相当の加入者をめざす。
	自主防災マップ・防災台帳作成団体数	団体	140	155	担当課保有の管理台帳(年度末)	5年間で市内155すべての自主防災組織の作成をめざす。
	避難行動要支援者のうち個別計画作成件数	件	76	全対象者の個別計画作成	担当課保有の管理台帳件数(個別計画作成数)	全避難行動要支援者の個別計画作成をめざす。

	計画名	計画期間
個別 関連 する 計画	宍粟市地域防災計画	—
	宍粟市国民保護計画	—
	宍粟市危機管理基本指針	—
	宍粟市ため池保全推進計画	R2.4～R3.3

統計等数値
●自主防災組織数(組織): (H26)155、(H27)155、(H28)155、(H29)155、(H30)155、(H31)155